



平成 18 年 5 月 23 日

各 位

会社名 わかもと製菓株式会社
代表者名 代表取締役社長 石井 敬志
(コード番号 4512 東証第 1 部)
問合せ先 総務人事部長 篠原 浩三
(TEL 03-3279-0371)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 23 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、下記のとおり平成 18 年 6 月 29 日開催の当社第 111 回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」という)が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、「会社法」および「整備法」に基づき、当社定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) 単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株主の権利を限定する規定を新設するものであります。(変更案 10 条)
- (2) 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設するものであります。(変更案第 27 条)
- (3) 取締役、監査役、会計監査人がその期待される役割を十分に発揮できるよう責任免除規定および責任限定契約を新設するものであります。(変更案第 24 条、第 34 条および第 39 条)

なお、変更案第 24 条の新設につきましては、監査役全員一致による監査役会の同意を得ております。

- (4) その他、会社法が施行されることに伴い、規定の整備、条文の加除等に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>第1章 総 則 (商号) 第1条 当社はわかもと製薬株式会社と称し、英文ではWAKAMOTO PHARMACEUTICAL CO., LTD. とする。 (本店の所在地) 第2条 当社は本店を東京都中央区に置く。 (目的) 第3条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. 医薬品、医薬部外品、動物用医薬品、化粧品、香料、試薬、農薬、工業薬品、肥料の製造、販売ならびに輸出入 2. 医療用具、医療用機械、測定機器、日用雑貨品、農園芸用品の製造、販売ならびに輸出入 3. 食品および食品添加物、飲料、酒精飲料、飼料および飼料添加物の製造、販売ならびに輸出入 4. 微生物利用製品の製造、販売ならびに輸出入 5. 実験動物の飼育、販売ならびに輸出入 6. 前各号に付帯する一切の業務</p> | <p>第1章 総 則 (商号) 第1条 当社は、わかもと製薬株式会社と称し、英文では、<u>WAKAMOTO PHARMACEUTICAL CO., LTD. と表示する。</u> (本店の所在地) 第2条 当社は、<u>本店を東京都中央区に置く。</u> (目的) 第3条 当社は、<u>次の事業を営むことを目的とする。</u> <u>(1)</u> (現行どおり) <u>(2)</u> (現行どおり) <u>(3)</u> (現行どおり) <u>(4)</u> (現行どおり) <u>(5)</u> (現行どおり) <u>(6)</u> (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p><u>第4条</u></p> <p>当社の公告は<u>東京都内において発行される日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p>第2章 株 式 <u>(発行する株式の総数)</u></p> <p><u>第5条</u></p> <p>当社の発行する株式の総数は<u>1億2千万株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p><u>第6条</u></p> <p>当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> | <p>(機関)</p> <p><u>第4条</u></p> <p>当社は、<u>株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>(1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p><u>第5条</u></p> <p>当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>第2章 株 式 <u>(発行可能株式総数)</u></p> <p><u>第6条</u></p> <p>当社の発行可能株式総数は、<u>1億2,000万株とする。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条</u></p> <p>当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第8条</u></p> <p>当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p><u>第7条</u> 当社の1単元の株式の数は1,000株とする。</p> <p>2. 当社は、1単元の株式の<u>数に満たない株式（以下「<u>単元未満株式</u>」という。）に係る株券を發行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> | <p><u>第9条</u> 当社の<u>単元株式数は、1,000株とする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を發行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p><u>(単元未満株式についての権利)</u></p> <p><u>第10条</u> 当社の株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(<u>名義書換代理人</u>)</p> <p><u>第8条</u></p> <p>当社は株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議をもって選定しこれを公告する。</p> <p>当社の株主名簿および実質株主名簿ならびに株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の交付、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取り、届出の受理等株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第9条</u></p> <p>株券の種類ならびに株式の名義書換、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱いは取締役会の定める株式取扱規程による。</p> | <p>(<u>株主名簿管理人</u>)</p> <p><u>第11条</u></p> <p>当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第12条</u></p> <p>当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(基準日)</p> <p><u>第10条</u></p> <p><u>当社は毎年3月31日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。本定款に定めるもののほか、必要ある場合は、予め公告して基準日を定めることができる。</u></p> <p>第3章 株 主 総 会 (開催の時期)</p> <p><u>第11条</u></p> <p><u>当社の定時株主総会は毎年6月に開催する。臨時株主総会は必要ある場合に随時開催する。</u></p> <p>(新設)</p> | <p>(削除)</p> <p>第3章 株 主 総 会 (招集)</p> <p><u>第13条</u></p> <p><u>当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p><u>第14条</u></p> <p><u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(議長)</p> <p><u>第12条</u> <u>総会の議長は社長がこれに当る。</u></p> <p>社長事故あるときは<u>予め取締役会の決議をもって定めた順序により</u>他の取締役が議長となる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第13条</u> <u>総会の決議は法令または定款に別段の定めある場合のほか、出席株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> | <p>(招集権者および議長)</p> <p><u>第15条</u> <u>株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第16条</u> <u>株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第14条</u></p> <p>株主は代理人をもって議決権を行使することができる。ただし、その代理人は<u>当会社の議決権を行使できる株主でなければならない</u>。</p> <p><u>(議事録)</u></p> <p><u>第15条</u></p> <p>総会の議事についてはその経過の要領および結果を議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役これに記名捺印して、これを10年間本店に、その謄本を5年間支店に備え置く。</p> <p>第4章 取 締 役 <u>(定員)</u></p> <p><u>第16条</u></p> <p>当会社の取締役は10名以内とする。</p> | <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第17条</u></p> <p>株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u></p> <p><u>2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 <u>(員数)</u></p> <p><u>第18条</u></p> <p>当会社の取締役は、<u>10名以内とする。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(選任)</p> <p><u>第17条</u></p> <p>取締役は株主総会において選任する。</p> <p><u>前項の選任決議には総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u></p> <p>取締役の選任決議は累積投票によらない。</p> <p>(新設)</p> | <p>(選任方法)</p> <p><u>第19条</u></p> <p>取締役は、株主総会において選任する。</p> <p><u>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(解任方法)</p> <p><u>第20条</u></p> <p><u>取締役は、株主総会の決議により解任することができる。</u></p> <p><u>2. 取締役を解任する場合におけるその決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(任期) 第18条 取締役の任期は<u>就任後2年</u> <u>内の最終の決算期</u>に関する 定時株主総会の終結の時ま でとする。</p> <p><u>ただし、任期の満了前に退</u> <u>任した取締役の補欠として</u> 選任された取締役の任期 は、<u>退任した取締役の任期</u> の満了<u>すべき時</u>までとす る。</p> <p>(代表取締役および役付取締 役)</p> <p>第19条 会社を代表する取締役は取締 役会の決議をもって定め る。</p> <p>当社は取締役会の決議を もって、取締役中より取締 役会長、取締役社長各1 名、取締役副社長、専務取締 役、常務取締役各若干名 を置くことができる。</p> <p>(報酬) 第20条 取締役の報酬は株主総会の 決議によってこれを定め る。</p> | <p>(任期) 第21条 取締役の任期は、<u>選任後2</u> <u>年以内に終了する事業年度</u> <u>のうち最終のもの</u>に関する 定時株主総会の終結の時ま でとする。</p> <p>2. <u>補欠として選任された</u> 取締役の任期は、<u>在任</u> 取締役の任期の満了<u>す</u> <u>る時</u>までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締 役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議に よって代表取締役を選定す る。</p> <p>2. <u>取締役会は、その決議に</u> よって取締役会長、取締 役社長各1名、取締 役副社長、専務取締 役、常務取締役各若干 名を定めることができ る。</p> <p>(報酬等) 第23条 取締役の報酬、賞与その他 の職務執行の対価として当 会社から受ける財産上の利 益(以下、「報酬等」とい う。)は、株主総会の決議 によって定める。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(新設)</p> <p>第5章 取締役会 (議長)</p> <p>第21条 取締役会は社長これを招集して、その議長となる。</p> <p>社長事故あるときは予め取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当る。</p> | <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第24条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、<u>法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第25条 取締役会は、<u>法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(招集) <u>第22条</u> 取締役会の招集通知は、会 日の2日前に各取締役およ び各監査役にこれを発す る。</p> <p>取締役会は、取締役およ び監査役的全員の同意が あるときは招集の手續を 経ないでこれを開くこと ができる。 (新設)</p> <p>(取締役会規程) <u>第23条</u> 取締役会に関する事項は、 法令および本定款に定める もののほか取締役会におい て定める取締役会規程によ る。</p> <p><u>第6章 監 査 役</u> <u>(定員)</u> <u>第24条</u> 当社の監査役は4名以内 とする。</p> | <p>(取締役会の招集通知) <u>第26条</u> 取締役会の招集通知は、会 日の2日前までに各取締役 および各監査役に対して発 する。ただし、緊急の必要 があるときは、この期間を 短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役的全 員の同意があるときは、 招集の手續を経ないで取 締役会を開催することが できる。</p> <p>(取締役会の決議の省略) <u>第27条</u> 当社は、会社法第370条 の要件を充たしたとき は、取締役会の決議が あったものとみなす。</p> <p>(取締役会規程) <u>第28条</u> 取締役会に関する事項は、 法令または本定款のほか、 取締役会において定める取 締役会規程による。</p> <p><u>第5章 監査役および監査役会</u> <u>(員数)</u> <u>第29条</u> 当社の監査役は、5名以 内とする。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(選任) <u>第25条</u> 監査役は株主総会において選任する。 前項の選任決議には総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</p> <p>(任期) <u>第26条</u> 監査役の任期は就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>ただし、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤監査役) <u>第27条</u> 常勤の監査役は監査役の互選をもって定める。</p> <p>(報酬) <u>第28条</u> 監査役の報酬は株主総会の決議によってこれを定める。</p> | <p>(選任方法) <u>第30条</u> 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期) <u>第31条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) <u>第32条</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(報酬等) <u>第33条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---------|---|
| (新設) | <p data-bbox="812 340 1063 371"><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p data-bbox="796 389 884 420"><u>第34条</u></p> <p data-bbox="827 442 1163 760"><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p data-bbox="796 783 1163 1260">2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;"><u>第7章 監査役会</u> (招集)</p> <p>第29条 監査役会の招集通知は、会 日の2日前に各監査役に<u>こ れ</u>を発する。</p> <p>監査役会は、監査役の全 員の同意があるときは招 集の手続を経ないで<u>これ</u> を開くことができる。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第30条 監査役会に関する事項は、 法令<u>および本定款に定める</u> <u>ものほか</u>監査役会におい て定める監査役会規程によ る。</p> <p style="text-align: right;">(新設) (新設)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> | <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(監査役会の招集通知)</p> <p>第35条 監査役会の招集通知は、会 日の2日前<u>までに</u>各監査役 に対して発する。<u>ただし、</u> <u>緊急の必要があるときは、</u> <u>この期間を短縮することが</u> <u>できる。</u></p> <p>2. 監査役全員の同意がある ときは、<u>招集の手続き</u> <u>を経ないで監査役会を</u> <u>開催することができ</u> <u>る。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第36条 監査役会に関する事項は、 法令または本定款のほか、 監査役会において定める監 査役会規程による。</p> <p style="text-align: center;"><u>第6章 会計監査人</u> (選任方法)</p> <p>第37条 会計監査人は、株主総会に おいて選任する。<u>。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第38条 会計監査人の任期は、<u>選任</u> <u>後1年以内に終了する事業</u> <u>年度のうち最終のものに関</u> <u>する定時株主総会の終結の</u> <u>時までとする。</u></p> <p>2. <u>前項の定時株主総会にお</u> <u>いて別段の決議がなされ</u> <u>ないときは、当該定</u> <u>時株主総会において再</u> <u>任されたものとする。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(新設)</p> <p>第 8 章 計 算 (決算)</p> <p>第31条 当社の決算期は毎年3月31日とする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第32条 利益配当金は毎年3月31日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> | <p>(会計監査人の責任限定契約)</p> <p>第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第 7 章 計 算 (事業年度)</p> <p>第40条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第41条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(中間配当) <u>第33条</u> 当社は取締役会の決議により毎年9月30日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（以下、中間配当という。）</u>をすることができる。 (除斥期間) <u>第34条</u> 利益配当金および中間配当金は、<u>支払開始の日から起算して満5年を経過しても</u>受領されないときは、当社は<u>その支払の義務を免れるものとする。</u> <u>未払の利益配当金および中間配当金には利息をつけない。</u></p> | <p>(中間配当) <u>第42条</u> 当社は、<u>取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として</u>中間配当をすることができる。 (配当金の除斥期間) <u>第43条</u> 配当財産が金銭である場合は、<u>その支払開始の日から満5年を経過してもなお</u>受領されないときは、当社は<u>その支払義務を免れる。</u></p> |

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月29日（木）
 定款変更の効力発生日 平成18年6月29日（木）

以 上